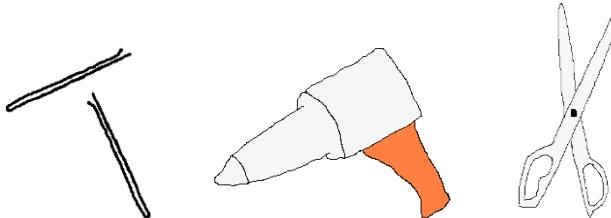


理容所開設のてびき



中野区保健所

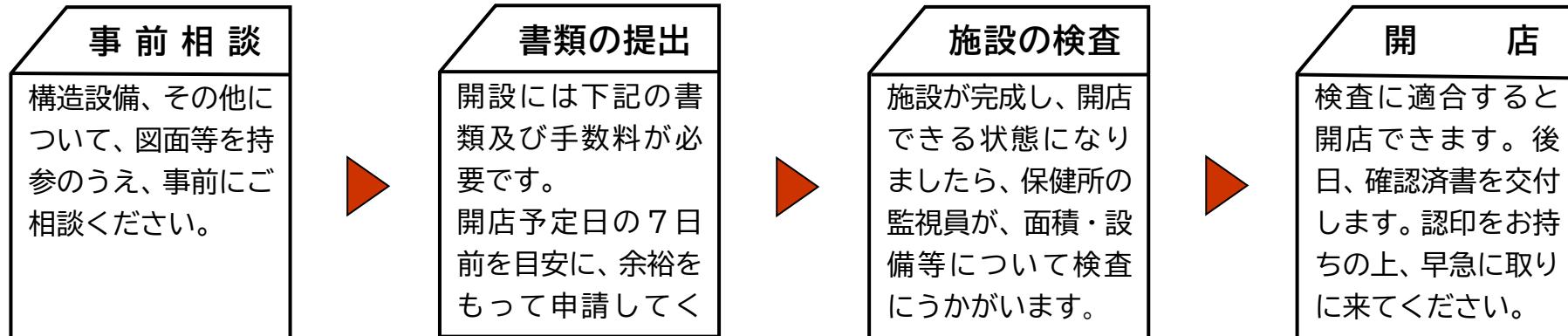
生活衛生課 医薬環境衛生係

〒164-0001 中野区中野2-17-4

電 話 03(3382)6663

ファックス 03(3382)6667

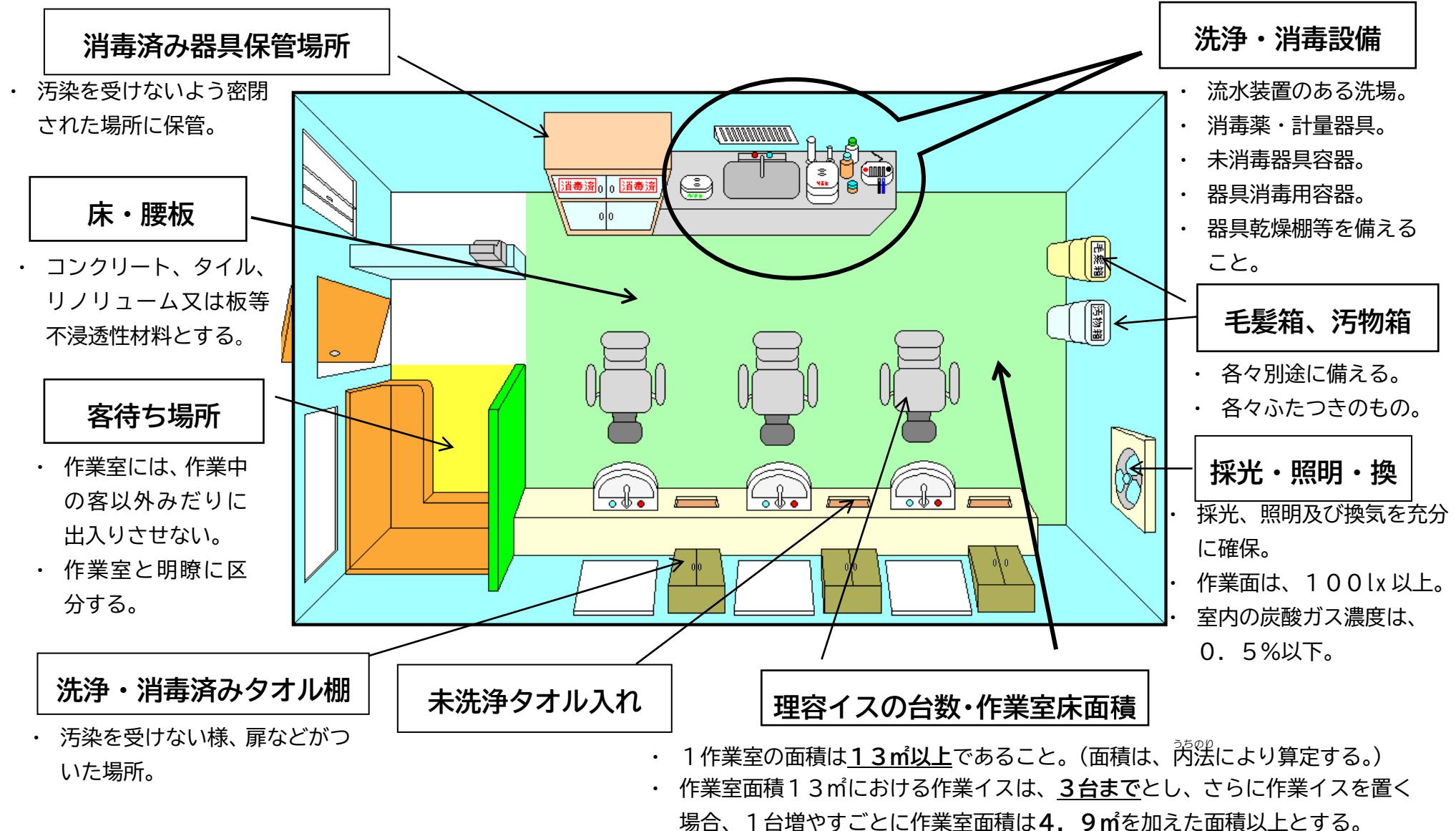
理容所開設までの手続き



〈開設時に必要な書類〉

- 開設届
- 構造設備の概要
 - ◊ 施設の平面図、見取り図
- 従業員名簿
 - ◊ 有資格者の免許証（原本提示）
 - ◊ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮膚疾患の有無が記載された、3か月以内のもの）
 - ◊ 管理美容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合（原本提示）
- 検査手数料（16,000円）
- 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6か月以内）（原本提示）
- 開設者が外国人の場合：住民票の写し（戸籍等を記載したもの）（原本提示）

(例)理容所 構造設備概要



理容所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ✗ 新たに理容所を開設する。
- ✗ 施設を移転した。**(仮店舗も含む)**
- ✗ 施設を大規模に増改築した。 等

必要書類

- * 「開設時に必要な書類」(P. 2) をご覧ください。

◆ 従業員変更届

- ✗ 従業員の**新規雇用、異動、退職**があった。
- ✗ 管理理容師の変更があった。
- ✗ 結核や伝染性疾患が治癒した。

必要書類

- * 従業員変更届
- * 有資格者の免許証 (**原本提示**)
- * **医師**による診断書 (結核と伝染性皮膚疾患が無いとわかる
3か月以内の発行のもの)

◆ 変更届

- ✗ 施設の名称が変わった。
- ✗ 施設を小規模に増改築した。
- ✗ 理容イスの台数が増減した。
- ✗ 開設者（法人）の名称、代表者、所在地が変わった。
- ✗ 開設者（個人）の住所、氏名が変わった。 等

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
(登記事項証明書や、施設設備図面 等)

※構造設備を変更する場合は、事前に相談してください。

(次のページへ続く→)

～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 承継届（相続）

× 開設者（個人）が死亡し、相続をした。

必要書類

- * 承継届
- * 戸籍謄本（被相続人及び相続人全員の関係がわかるもの）
- * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
 - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹 等
【例】父から子へ承継した場合
相続人の範囲は、被相続人（父）の配偶者と子になる。

※ご家族の状況により、必要な書類が異なりますので、

届出する前に保健所にご確認ください。

◆ 承継届（合併・分割）

× 法人が合併・分割した。

必要書類

- * 承継届
- * 営業を承継した法人の登記事項証明書

※法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

◆ 承継届（譲渡）

× 営業の譲渡により、開設者（法人・個人）の地位を承継した。

必要書類

- * 承継届
- * 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- * 外国人が届出する場合は、住民票の写し（個人のみ）

◆ 廃止届

× 営業をやめた。 等

必要書類

- * 廃止届

※施設を廃止後、遅滞なく届出してください。

器具類の洗浄と消毒方法



理容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	カミソリ・ハサミ・クシ・ブラシ・タオル・ネックペーパー等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること。
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること。
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと。 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること。
空気環境	開放型暖房器具等（石油ストーブなど）を使用するときは、定期的に換気すること。
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用すること。
手指等の清潔	一客ごとに作業前に手指を洗浄・消毒し、清潔に保つこと。
健康診断	従業者は定期的に健康診断を受けること。

関係機関一覧

令和6年1月4日現在

試験・免許・講習会などに関すること

財団法人 理容師美容師試験研修センター 本部

〒151-8602 東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMFビル笹塚01 (8F)

◇試験に関すること TEL : 03-5579-6875

◇免許申請に関すること TEL : 03-5579-6878

◇管理講習に関すること TEL : 03-5579-6115

経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること

財団法人 東京都生活衛生営業指導センター

〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内

Tel : 03-3445-8751